

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

1. 分野別の見直し品目及び概要

平成 20 年 2 月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」から見直しを行う箇所は以下のとおり（物品・役務は資料 4 - 1、公共工事は資料 4 - 2 参照）である。

◇紙 類

- コピー用紙について、判断の基準を見直し
→ 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料 2 - 3）
- 「ジアゾ感光紙」を品目から削除

◇文具類

- 「梱包用バンド」（紙及びプラスチック製品）を品目として追加
- ダストブロワーに係る 1 年間の経過措置の終了

◇オフィス家具等

- 「大部分の材料が金属類」の棚、収納用什器に係る「単一素材分解可能率」を見直すとともに、棚板に係る機能重量、単一素材分解可能率及び環境配慮設計を同時に満足する基準を設定

◇OA 機器

- コピー機等について、これまで基準を設定していなかった区分の基準エネルギー消費効率を設定
- 一次電池について、JIS 規格の見直しに伴う修正（防災備蓄用品の一次電池についても同様）

◇移動電話

- 「移動電話」を新規分野として設定し「携帯電話」及び「PHS」を品目として追加
- 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料 2 - 2）

◇家電製品

- 「電子レンジ」を品目として追加

- テレビジョン受信機のうち、液晶テレビ及びプラズマテレビを多段階評価基準の4つ星以上に修正
- 電気便座は省エネルギー法の見直しに伴い2012年度のトップランナー基準に修正

◇照 明

- 非常用照明器具用の蛍光ランプに関する備考を追記

◇自動車等

- 対象範囲にプラグインハイブリッド自動車及び水素自動車（ハイブリッドシステム搭載車を含む）を追加
- ディーゼル自動車に係る排出ガス基準及び燃費基準を修正

◇制服・作業服

- 制服及び作業服について、判断の基準を見直し（環境負荷低減効果が確認された植物を原料とする合成繊維の追加）

◇設備

- 太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの判断の基準等を見直し
- 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料2-2）
- 「日射調整フィルム」を品目として追加

◇公共工事

- 「鉄鋼スラグブロック」を品目として追加
- 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」を品目として追加
- 高効率モーターを使用した空調用の「送風機」及び「ポンプ」を品目として追加
- 「環境配慮型道路照明」の判断の基準の見直し（セラミックメタルハライドランプを追加）
- 「再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）」及び「陶磁器質タイル」の判断の基準の見直し（無色及び茶色の廃ガラスびんを再生材料から除外）
- 再生材料として各種汚泥（溶融スラグ及び焼却灰含む）を使用している5品目における重金属等の含有・溶出に関する記載の統一化
- 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）」及び「再生材料を使用した型枠」の判断の基準の表記の見直し

◇役 務

- 「機密文書処理」を品目として追加

- 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料 2－2）
- 印刷の判断の基準等を見直し
 - 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料 2－2）
- 清掃の判断の基準等を見直し
 - 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料 2－2）
- 輸配送の配慮事項の見直し

2. 現段階において検討中の品目及び概要

現段階において、判断の基準等の詳細が決定しておらず引き続き検討を実施している品目、または別途基準に関する検討が行われており、当該基準の検討状況に即して見直しを検討する予定の品目及びその概要は、以下のとおり。

◇制服・作業服

- 再生 PET 配合率の基準を見直し

◇インテリア・寝装寝具

- カーテン等の再生 PET 配合率の基準を見直し

◇防災備蓄用品

- 缶詰、レトルト食品に係る猶予期限について

◇役務

- 自動車整備のエンジン洗浄に係る見直しに向けた継続的な情報蓄積・検討

◇公共工事

- ロングリスト記載品目に係る検討